平成２２年（フ）第１９号
福井県三方上中郡若狭町井ノ口第15号24番地の５　あじさい団地２―304
債務者　寺田　健二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３５１号
仙台市宮城野区枡江６番15号　ＳＴコーポ202、従前の住所仙台市青葉区荒巻神明町24番18号
債務者　田代　博久
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
仙台市若林区河原町２丁目６番15号　プチメゾン河原町202
債務者　小倉　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目535番地
債務者　武井美保子（旧姓今野・広部・中島）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１旭ヶ丘住宅Ａ棟104
債務者　加藤　房夫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
岐阜市正木北町１番５号
債務者　山内　理恵
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
岐阜県各務原市那加不動丘２丁目32番地１ベルテ不動丘302
債務者　福島　鋭夫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
岐阜市鷺山新町６番１―201号クレールさぎ山
債務者　遠藤　貴宏
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９号
岐阜県関市下有知5209番地１　フレグランス村Ｃ棟102
債務者　石原　絹子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２００号
三重県亀山市布気町1685番地１、前住所三重県亀山市北鹿島町７番203号
債務者　村山　博康
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３号
三重県津市久居野村町3017番地11
債務者　山本　晶子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９０号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番７―307号
債務者　青木　重憲
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１号
神戸市東灘区本山南町１丁目３番２―204号
債務者　筒泉　寿一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市額田町７番15―903号
債務者　奥田　文雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番10―1207号
債務者　川本　　充
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２号
鳥取県境港市美保町541番地４　県営高松団地２棟103号室
債務者　泉　　誠二
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５７０号
広島県廿日市市宮内318番地14
債務者　下地三枝子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部